[件名] 特措法施行規則改正(指定解除)に関する意見

[宛先] 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策担当参事官室

[所属] 栃木県 塩谷町役場 総務課 指定廃棄物処分場対策班

[郵便番号・住所] 329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 741 番地

[電話番号] 0287-45-1115

[ファックス番号] 0287-45-1840

[メールアドレス] taisaku@town.shioya.tochigi.jp

[意見] 下記のとおり

◆8,000Bq/kg 以下の放射能を含む廃棄物の処理責任が生じている市町村や産業廃棄物の排出事業者は、福島第一原発事故以降、8,000Bq/kg 以下の放射能を含む廃棄物(震災で発生した廃棄物)の受け入れをめぐって独自基準を設けることにより、搬入規制等の措置を行っている。国が指定解除を行い、8,000Bq/kg 以下の放射能を含む廃棄物の受け入れを市町村や民間事業者に強要することは、国の指定廃棄物の発生責任者としての責任逃れと言わざるをえない。したがって、一度、指定廃棄物として指定された放射能を含む廃棄物については、指定解除後も国と汚染原因発生者の東京電力の責任のもとで、引き続き適正な保管管理を行うべきである。

また、本来であれば 8,000Bq/kg 以下の指定廃棄物に指定されていない放射能を含む廃棄物の処分についても、福島第一原発事故前のクリアランスレベルである 100Bq/kg に照らし合わせ国と汚染原因者の東京電力の責任において積極的に処分に関与すべきである。

◆環境省が示している案では「指定解除後は、廃掃法の処理基準等に基づき、市町村又は排出事業者の処理責任の下で廃棄物の必要な処理を行うこととなる」ということであるが、これは紛れもなく処理の目先を変えただけの国の責任逃れの施策であるとしかいえない。そもそも今回の福島第一原発事故由来の放射能を含んだ廃棄物を大量に発生した責任は、電力会社と国が推進してきた原子力政策に過誤があったことは間違いのない事実であり、その後始末を自治体や民間の排出事業者に責任転嫁することは本末転倒であり、絶対に容認できないことである。しかも、最終処分場候補地に選定された自治体は自分たちも放射能汚染の被害者であるにもかかわらず、処分場を受け入れない事がわがままのように映し出され、悪者にされるという納得のいかない構図ができあがっていくことも理解しがたい。

したがって、「指定解除の具体的な運用に関しては、今後、都県ごとの状況を踏まえて、当該都県等と調整していく予定である」とのことであるが、その必要はなく、事故由来の放射能を含む廃棄物の処分に当たっては、福島県に続く第2、第3の被害者を出さないように、あくまでも国及び電力会社が主体となって指定解除後の廃棄物の適正な処理処分について計画立案し、都県等に提示するとともに、指定廃棄物を抱える方々への丁寧な説明の実施及びパブリックコメント等の意見集約の手続きを行い、それらの意見を踏まえ

て、国と電力会社との連帯責任の基に事態収拾を行うべきである。

◆今回の指定解除案では、特措法で定めた指定基準の 8,000Bq/kg を基準に 検討をしているが、原発事故発生前は、原子炉等規制基準に基づくクリアラ ンス基準において放射性セシウムについての濃度が 100Bq/kg 以下のもので あれば一般廃棄物もしくは産業廃棄物として再生利用や埋立等の処分が可 能であり、100Bq/kg 超のものは低レベル放射性廃棄物等として原子炉等規制 法の適用により電力会社の責任の下で厳重に保管管理することが義務付け られていた。しかも、100Bg/kg以下の廃棄物について、再利用や埋立が可能 としていながらも当分の間は電力会社の管理監督の下に置くことが適当と されてきた。それが福島第一原発事故後は廃棄物処理に係る基準の科学的根 拠に基づく十分な説明もないままに、また国民に対しての適正なパブリック コメントの手続きもしないままに、8,000Bg/kg という基準が定められたこと については、多くの国民はもとより、原発を抱える全国の首長からも異論が 噴出していた経緯があることは多くの国民の周知の事実である。したがって、 指定解除の手続きに着手する前に、国と事業者の責任を明確に示し、指定解 除の論議以前に指定廃棄物の指定基準(はたして指定廃棄物は何ベクレル以 上が適正なのか)のあり方から見直し論議を行うことが先決である。

◆今回の改正により 8,000Bq/kg 以下の放射性セシウムを含む廃棄物の処理を安全に行うことが可能であると判断していると見受けられるが、処理を安全に行う事が可能であると判断した具体的な根拠をお示しいただきたい。 (説明)

放射性物質を含んだ廃棄物の処理は、環境問題を規制する法令等の適用除外にされており、その事により全くといってよいほど処理の実績がないのが事実である。また、規制する法令等でも放射性物質以外の重金属類やダイオキシン類などの有害物質の処理について、環境汚染防止の面や、爆発・火災発生時の対応など安全な処理が担保されてきたとは言い切れない部分も多い。

特に焼却処理については、バグフィルターの破損・破孔・焼損などの原因により有害物資の大気への放出など基準違反をもたらした事例も多々ある。また、管理型の産業廃棄物最終処分場においても、廃棄物処理法の構造基準の規制強化以降でも、遮水シートの破れや遮水工の破損・堰堤の倒壊による廃棄物の流出など、数多くの問題が発生している事実がある。

福島第一原発事故以降の出来事を顧みても、8,000Bq/kg以下の放射性セシウムを含んだ廃棄物を受け入れている管理型最終処分場の放流水中から、基準超過の放射性セシウムが検出されて放流中止になった群馬県伊勢崎市の事例もあり、絶対に安全である処理はあり得ない。その証拠として伊勢崎市の事案発生時には環境省から注意喚起の文書を発出している。そのことからも、決して問題が生じないとは言い切れない。